

## 第 7 9 回議会力向上会議記録（抄）

（7. 1 0. 1）

### 一、協議事項について

正副座長より、次の事項に関し意見聴取を行い、協議の結果、下記のとおりとなった。

（別紙各資料参照）

#### 1. 議会における広報・広聴機能の強化について（資料1 参照）

本件について、座長より、次のとおり説明を行い、各会派等の意向を聴取した。

##### 【座長の説明】

- 本件については、令和7年2月4日の会議において、議会における広報・広聴機能の強化のうち、SNSの活用に関し、堺市LINE公式アカウントを活用することを合意し、課題・検討事項等への対応について引き続き協議することとした。
- 議会4役で相談し、正副座長において、発信する内容や頻度、作業工程などの具体的な運用方法として正副座長案（資料1）をまとめた。

##### 【各会派等より出された主な意見】

|                              |                                                                             |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 大 阪 維 新 の 会<br>堺 市 議 会 議 員 団 | ○正副座長案について特に意見なし。                                                           |
| 公 明 党<br>堺 市 議 団             | ○正副座長案について特に意見はないが、本会議等の傍聴のため来場を促す投稿も発信していただきたい。<br>○議会専用のSNS開設をめざしていただきたい。 |
| 堺 創 志 会                      | ○正副座長案について特に意見なし。<br>○運用後の分析結果を踏まえ、さらに工夫していただきたい。                           |
| 自 由 民 主 党<br>堺 市 議 会 議 員 団   | ○正副座長案について特に意見なし。                                                           |
| 日 本 共 産 党<br>堺 市 議 会 議 員 団   | ○正副座長案について特に意見なし。                                                           |
| 自 由 民 主 党 ・<br>市 民 ク ラ ブ     | ○正副座長案について特に意見なし。                                                           |
| 長谷川俊英議員                      | ○正副座長案について特に意見はない。                                                          |

##### 【協議結果】

本件については、正副座長案のとおり実施することを合意した。

なお、11月定例会の初日議会運営委員会において、合意内容について改めて確認することとした。

また、11月25日以降に、11月定例会のインターネット中継（録画中継）及び議決結果のお知らせから、順次、堺市LINE公式アカウントにて発信を行うこととなった。

#### 2. 手続のオンライン化について（請願・陳情）

本件について、座長より、次のとおり説明を行い、議会局に調査させた内容の報告の後、改正案の

検討項目ごとに各会派等の意向を聴取した。

【座長の説明】

- 本件については、令和7年2月4日の会議において、手続のオンライン化に関する検討事項等（改正案）について、対応・運用等を各会派等に持ち帰って検討し、引き続き協議することとした。
- 他市の請願・陳情のオンライン提出の状況について、議会局に調査させた内容を報告する。

【議会局からの報告】

- オンライン化実施：大阪府及び6政令市（札幌市、さいたま市、横浜市、京都市、岡山市、広島市）（令和7年9月現在）、昨年度から運用を開始している。
- 運用について
  - ・電子申請システムによるオンライン手続実施：札幌市、さいたま市、横浜市、京都市、岡山市（請願除く）、広島市
  - ・請願・陳情者の本人確認
    - 電子証明書：さいたま市
    - 本人確認書類提出：横浜市、京都市
    - 広島市：電子証明書は提出に係る要件ではない。
- オンライン化による課題等（事例等）について
  - ・なりすまじやいたずらの懸念がある。それらを防ぐため、本人確認書類の提出を求める運用としている。
  - ・オンライン化により、提出された請願・陳情の確認作業に時間を要することが想定されたことから、請願・陳情の提出締切日の前倒しを行った。
  - ・請願をオンラインで提出する際に請願者に電子証明書を求めているが、紹介議員を経由して請願をオンラインで提出する場合は、請願者の電子証明書を付したデータを提出することがシステム上できないため、紙での提出となる。

【各会派等より出された主な意見】

○協議項目1「提出方法」について

|                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| 大阪維新の会<br>堺市議会議員団 | ○電子申請システムを利用することでよい。 |
| 公明党<br>堺市議団       | ○電子申請システムを利用することでよい。 |
| 堺創志会              | ○電子申請システムを利用することでよい。 |
| 自由民主党<br>堺市議会議員団  | ○電子申請システムを利用することでよい。 |
| 日本共産党<br>堺市議会議員団  | ○電子申請システムを利用することでよい。 |
| 自由民主党・<br>市民クラブ   | ○電子申請システムを利用することでよい。 |
| 長谷川俊英議員           | ○電子申請システムを利用することでよい。 |

○協議項目 2 「提出者の本人確認の水準」について

|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大 阪 維 新 の 会<br>堺市議会議員団   | <p>○案①または案②と考える。</p> <p>○団体から提出される場合、団体代表者以外の者から提出されることも予想され、本人確認を行う相手方も含め、検討しなければならないと考える。</p> <p>○案①または案②とする場合、現行の紙提出では本人確認を行っていないことから、対応に差が出ることに課題があると考ええる。</p>                                                                                                                       |
| 公 明 党<br>堺市議団            | <p>○案①または案②と考える。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 堺 創 志 会                  | <p>○案①または案②と考える。</p> <p>○堺市電子申請システムのアカウントを取得する際の手続を確認しなければ、議論できないと考える。</p> <p>○案①または案②とする場合、現行の紙提出では本人確認を行っていないことから、対応に差が出ることに課題があると考ええる。</p>                                                                                                                                            |
| 自 由 民 主 党<br>堺市議会議員団     | <p>○案①または案②と考える。</p> <p>○堺市電子申請システムのアカウントを取得する際、個人情報を登録しているのであれば、アカウントの情報から本人確認ができるのではないかと。</p> <p>○基本的に堺市のオンライン提出に係る手続に則るべきと考えるが、アカウントを使用し悪用する事例も発生していることから、様々なリスクを考慮し、本人確認の手続を検討しなければならないと考える。</p> <p>○手続を厳格に行えば提出のハードルが上がり、緩和すればなりすまし等の懸念が生じるため、議論が必要であると考ええる。広く市民の意見を聴くことも必要である。</p> |
| 日 本 共 産 党<br>堺市議会議員団     | <p>○案③と考える。</p> <p>○提出者の本人確認の水準について、現行の紙提出は本人確認を行っておらず、電子申請システムでの提出も同様にすべきでオンライン提出のハードルを上げる必要はないと考えるが、各会派等の意向を踏まえ大勢に従う。</p>                                                                                                                                                              |
| 自 由 民 主 党 ・<br>市 民 ク ラ ブ | <p>○案①または案②と考える。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 長谷川俊英議員                  | <p>○特に意見はなく、大勢に従う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                   |

【協議結果】

本件については、議会局において堺市電子申請システムのアカウントを取得する際の手続（必要情報等）を調査し、各会派等に報告の上、次回の会議で引き続き協議することとなった。

3. 手続のオンライン化について（議案提出等）（資料 2・3 参照）

本件について、座長より、次のとおり説明を行い、各会派等の意向を聴取した。

#### 【座長の説明】

- 本件については、令和7年2月4日の会議において合意した項目を除く、その他の項目について、各会派等に持ち帰って検討し、引き続き協議することとした。
- 議案提出等の手続に係るオンライン化について、令和7年2月4日に示した資料を改めて整理した。(資料2・3)
- (資料3) 令和6年1月22日の会議において検討事項や課題があるためオンライン化の対象外としたものを除き、オンライン化を可能とした。

※オンライン化対象外：議案の提出、動議関連、議員の身分に関連する項目

#### 【議会局からの説明】

- 「手続のオンライン化について(総務・議事関係)」(資料2・3)について、令和7年2月4日の会議で合意した内容に整理を行い、令和7年4月1日からオンライン化を実施した資産報告の手続(No. 1～5)、意見書(No. 70)について、実施済みのものとして整理した。
- (資料2) 新たにオンライン化を可とした項目は、後援名義等承認(No. 31～37)に関するもの。本市では、これまで庁外発出文書については、公印の押印が必要とされていたが、令和7年4月から、行政手続の簡素化等の観点により、その取扱いが見直され、原則押印不要となったことから、オンライン化が可能となり、既に当局においてもメールによるオンライン化に変更されている。

#### 【協議結果】

本件については、別紙のとおり手続のオンライン化を実施することを合意した。

なお、規定の改正が必要となるため、規定の改正案、あわせて電子申請システムにおける申し込みフォーム等を次回以降の会議において配布し、協議することとなった。

### 4. ペーパーレス化の推進について

#### (1) 議案書等のペーパーレス化について

本件について、座長より、次のとおり説明を行い、令和8年度における各会派等の議案書及び会議資料の必要部数について、各会派等の意向を聴取した。

#### 【座長の説明】

- 行政手続については、平成15年に施行されたデジタル手続法により、電磁的記録(電子データ)をもって行うことが可能となり、さらに、地方議会に係る手続のオンライン化を促進するため、地方自治法が改正され、令和6年4月1日から議会に係る手続についても、書面だけではなく、電磁的記録をもって行うことが可能となっている。
- 本市議会では、議長就任時には、コロナ禍であったことから、積極的にICT化に取り組んだ。その後も、地方自治法の改正を受け、令和6年4月1日から、議会における手続のオンライン化を可能とするため、規定の整備も行い、現在、順次、オンライン化を進めている。
- オンライン化や紙媒体のペーパーレス化については、市民の利便性の向上や、コスト削減、環境保護に資する重要な取り組みであり、議会においても取り組んでいるところである。
- しかし、議案を審議する議会の役割として、議案書は審議するにあたって議案を熟考するための資料となるものであるため、議会内で合意形成を図っているところであり、その点をご理解いただきたいと考えている。

- 現在、法令上では、市長は、電子データで議長に議案書等を提出することが可能ではあるが、当局は議会での議論を踏まえ対応している。
- 令和5年9月29日の会議において、議案書の完全なペーパーレス化の実施時期については、当局において電子データでの閲覧が行いやすいよう議案書データの改良がなされた後、試験的に使用しペーパーレス化が可能との判断に至った段階で、改めて協議を行うこととなっており、現在、当局において議案書データの改良に取り組んでいただいている。
- 申し合わせにより、会議資料については、原則ペーパーレス化とするが、紙資料が必要な議員には、紙資料を配布することとなっている。
- 議案書の完全なペーパーレス化が実施されるまでの間、紙資料が必要な議員には、議案書データと併せて紙の議案書等を各会派等に配布することとなる。

【各会派等より出された主な意見】

|                   |                                                                                                                    |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大阪維新の会<br>堺市議会議員団 | ○議案書・会議資料ともに紙での配布は不要。                                                                                              |
| 公明党<br>堺市議団       | ○会派配布希望数<br>・議案書：事前配布分10冊、議場配布分2冊<br>・各会議資料（大綱質疑発言通告書・質問表を含む）：2部                                                   |
| 堺創志会              | ○会派配布希望数<br>・議案書：事前配布分2冊、議場配布分1冊<br>・各会議資料（大綱質疑発言通告書・質問表を含む）：1部                                                    |
| 自由民主党<br>堺市議会議員団  | ○会派配布希望数<br>・議案書：事前配布分5冊、議場配布分1冊<br>・各会議資料（大綱質疑発言通告書・質問表を含む）：1部                                                    |
| 日本共産党<br>堺市議会議員団  | ○会派配布希望数<br>・議案書：事前配布分4冊、議場配布分1冊<br>・各会議資料（大綱質疑発言通告書・質問表を含む）：1部                                                    |
| 自由民主党・<br>市民クラブ   | ○会派配布希望数<br>・議案書：事前配布分、議場配布分ともに3冊<br>・各会議資料（大綱質疑発言通告書・質問表を含む）：3部                                                   |
| 長谷川俊英議員           | ○配布希望数<br>・議案書：事前配布分、議場配布分ともに会派に属さない議員（水ノ上議員・長谷川議員）に各1部<br>・各会議資料（大綱質疑発言通告書・質問表を含む）<br>：会派に属さない議員（水ノ上議員・長谷川議員）に各1部 |

【協議結果】

本件について、令和8年度については、以下のとおりとすることとなった。

- ・議員用の紙の議案書については、26冊分の予算要求を行う。
- ・紙文書が必要な会派等に配布希望数を配布する。

また、11月定例会の初日議会運営委員会において、合意内容を改めて確認することとした。

## (2) 今後のペーパーレス化について

本件について、会議録の電子署名の導入を見据え、今後のペーパーレス化の対応について、議会局より、状況等を説明させた。

### 【議会局からの説明】

- 会議録は、地方自治法第123条に基づき、議長が議会局に作成させることとされており、その会議録には、紙または電子で作成したとしても議員の署名が必要と規定されている。会議録を電子データで保存する場合には、電子署名により署名を行う旨も、地方自治法及び同法施行規則に規定されている。
- 電子署名は総務省令で定める署名に代わる措置を採る必要があり、デジタル手続法施行規則または電子署名法に沿ったものである必要がある。
- 現在、本市議会では、紙で作成した会議録に議員が自筆で署名を行い、紙の議案書とあわせて保存している。
- 今後、さらにDXを推進するため、現在、議会局において、電子署名の手法等について調査を行っており、会議録の電子署名及び電子データでの保存に係る課題整理等が終わり次第、DX化、ペーパーレス化の更なる推進に向けて、協議を行っていただく。

### 【協議結果】

- 本件について、今後、会議録の電子署名の課題整理等が終わり次第、導入案を示し、協議を行う。

## 5. 請願・陳情者の意見陳述について

本件について、座長より、次のとおり説明を行い、各会派等の意向を聴取した。

### 【座長の説明】

- 本件については、令和7年2月4日の会議において、請願・陳情者の意見陳述時のインターネット中継の実施について、各会派等に持ち帰って検討し、引き続き協議することとした。
- 意見陳述時のインターネット中継の事例について、議会局に調査させた内容を報告する。

### 【議会局からの報告】

- 令和7年9月時点では、政令市（20市）のうち、14市が意見陳述を実施している。
- 意見陳述の開催時期は、委員会開会前や休憩時が多く、委員会における開催は、本市含め6市（相模原市、静岡市、京都市、神戸市、広島市）である。そのうち、インターネット中継を行っているのは、本市含め4市（相模原市、京都市、神戸市）である。
- 陳述時に、陳述者情報（氏名や住所等）を述べる運用は、本市含め5市（千葉市、静岡市、神戸市、広島市）であり、そのうち、インターネット中継を行っているのは、本市と神戸市の2市である。

### 【座長の意見】

- 懸念・問題点として、意見陳述開催時に限り、インターネット中継の映像・音声停止など部分的な停止を行う場合、機器等の不具合やトラブルが生じるおそれがある。
- 議会運営委員会において意見陳述時にインターネット中継を行う場合は、次の方法が考えられる。
  - ・議会運営委員会室では、定点カメラでの撮影・配信を行う。
  - ・陳情審査は機器・設備がある委員会室で行う。

【各会派等より出された主な意見】

|                          |                                                                                               |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大 阪 維 新 の 会<br>堺市議会議員団   | ○会派の意見がまとまっていないため、持ち帰り検討したい。                                                                  |
| 公 明 党<br>堺市議団            | ○意見陳述は議会に対して行われるものであり、インターネット中継は行わなくてよいと考える。                                                  |
| 堺 創 志 会                  | ○インターネット中継は現行どおりでよいと考える。<br>○議会運営委員会については、持ち帰り議論したい。                                          |
| 自 由 民 主 党<br>堺市議会議員団     | ○インターネット中継は現行どおりでよいと考える。<br>○陳述者情報（住所）については、会派で意見がまとまっていないため、持ち帰りたい。                          |
| 日 本 共 産 党<br>堺市議会議員団     | ○インターネット中継は現行どおりでよいと考える。<br>○陳述者情報（住所）については、意見陳述者が述べられる範囲でよいと考える。<br>○議会運営委員会については、持ち帰り議論したい。 |
| 自 由 民 主 党 ・<br>市 民 ク ラ ブ | ○会派の意見がまとまっていないため、持ち帰り検討したい。                                                                  |
| 長谷川俊英議員                  | ○特段の事情がなければ、現行どおりでよいと考える。                                                                     |

【協議結果】

本件については、各会派等に持ち帰り、次回の会議で引き続き協議することとなった。

6. 会議規則・傍聴規則の改正について（資料４～８ 参照）

本件について、全国市議会議長会等、３議長会において、現在の社会情勢等に照らし、携帯品の持ち込み等について、標準会議規則及び標準傍聴規則が改正されたことを受け、本市議会の会議規則及び傍聴規則の改正案について、各会派等の意向を聴取した。

（１）会議規則の改正について

本件について、座長より、次のとおり説明があった。

【座長の説明】

- 会議規則の携帯品に係る規定については、第１０６条に議場に入場する者（議員、理事者、議会局職員）の携帯品について規定されている。
- 全国市議会議長会等における標準会議規則の改正において、携帯品の名称等の見直しが行われたことから、本市議会の会議規則改正に係る検討項目を整理した改正案（資料４）をまとめた。

【各会派等より出された主な意見】

○携帯品にかかる見直しについて（資料４）１（２）について

|                        |                                             |
|------------------------|---------------------------------------------|
| 大 阪 維 新 の 会<br>堺市議会議員団 | ○携帯品については、改正案のとおりでよい。<br>○ただし書きについては、案②でよい。 |
|------------------------|---------------------------------------------|

|                          |                                                         |
|--------------------------|---------------------------------------------------------|
| 公 明 党<br>堺 市 議 団         | ○携帯品については、改正案のとおりでよい。<br>○ただし書きについては、案①でよい。なお、大勢の意見に従う。 |
| 堺 創 志 会                  | ○携帯品については、改正案のとおりでよい。<br>○ただし書きについては、案②でよい。             |
| 自 由 民 主 党<br>堺市議会議員団     | ○携帯品については、改正案のとおりでよい。<br>○ただし書きについては、案①でよい。             |
| 日 本 共 産 党<br>堺市議会議員団     | ○携帯品については、改正案のとおりでよい。<br>○ただし書きについては、案②でよい。             |
| 自 由 民 主 党 ・<br>市 民 ク ラ ブ | ○携帯品については、改正案のとおりでよい。<br>○ただし書きについては、案②でよい。             |
| 長谷川俊英議員                  | ○携帯品については改正案のとおりでよい。<br>○ただし書きについては、案②でよいと考える。          |

#### 【協議結果】

本件については、改正案（ただし書きは案②）のとおりとすることを合意した。

なお、合意した内容で会議規則を改正することとし、次の会議において、改正案を確認することとした。

また、会議規則の改正は、本会議での議決が必要となるため、11月定例会初日本会議において改正することを確認した。

#### （2）傍聴規則の改正について

協議に先立ち、座長より、次のとおり説明があった。

#### 【座長の説明】

○本件については、本日は主に改正内容等の説明、協議いただきたい具体的内容を議会局に説明をさせることとし、一度、各会派等で持ち帰って十分検討し、次回、会議で各会派等の意向を持ち寄ることとする。

#### 【議会局からの説明】

○今回、議長会において改正された項目について、本市議会の現行の傍聴規則、改正された都道府県議会及び市議会議長会の標準傍聴規則と比較し、検討内容等を整理した。

○（資料6）本市議会の会議規則、委員会条例、傍聴規則等の議会運営にかかる規定については、都道府県議長会の標準規定を引用し構成されており、今回の改正を検討するにあたっては、全体の構成については都道府県議長会を採用するものとし、個別の条文については、都道府県議長会と市議会議長会の条文を併記した。

#### 【協議結果】

本件については、各会派等に持ち帰り、次の会議で引き続き協議することとなった。

#### 7. アプリケーションを活用したオンライン手続きについて（政務活動費）

本件について、座長より、次のとおり説明を行い、議会局に調査させた内容の報告の後、各会派等の意向を聴取した。

**【座長の説明】**

○本件については、令和6年1月22日の会議において、大阪府議会において利用している政務活動費のアプリケーションについて、実証実験が終了し、利用状況等を確認したうえで協議することとしていた。

○アプリケーションの概要等について、議会局に調査させた内容を報告する。

**【議会局からの報告】**

○政務活動費アプリケーションの概要については、経費の基本情報を入力し、領収書等の挙証資料をスマートフォン等のカメラで撮影、またはスキャンしアップロードすることで、本市の条例等で定める領収書等貼付用紙、会計帳簿、収支報告書に相当する書類が自動的に作成される。

○実証実験で作成した様式は、現行の条例等で定める様式と異なるため、実証実験に参加する場合でも、別途、堺市議会の所定様式の作成・提出が必要である。

○今年度の実証実験がキャンペーンにより無償となっていることから、無償で実証実験の体験会に参加することが可能である。多くの参加により作業等の検証を行うものである。

**【協議結果】**

本件については、実証実験の体験会に参加することとなった。なお、会派においては1名以上の参加とする。

また、参加を希望する議員・会派は、10月15日（水）までに議会局に申し出ることにした。

**8. 第80回議会力向上会議の開催日時について**

本件については、次のとおり開催することとした。

○令和7年11月13日（木）午前10時